

## 駿河海岸整備検討会規約

(名 称)

第1条 本会の名称は、「駿河海岸整備検討会」(以下「検討会」という。)と称する。

(目 的)

第2条 検討会は、国土交通省が直轄施行区間として実施している駿河海岸における最大クラスとなる地震・津波に対する被害の軽減を図るための海岸保全のあり方について、当該地の災害リスク、背後の土地利用やまちづくり等のソフトとハードを組み合わせた地域防災、隣接する港湾、漁港等の海岸管理の関連事業の考え方を踏まえ検討することを目的とする。

(構 成)

第3条 検討会は、別表に掲げる会員により構成する。

- 2 検討会に会長を置き、会長は国土交通省中部地方整備局河川部長をもってあてる。会長は、検討会を代表し、会務を統括する。

(事務局)

第4条 検討会の事務を行うため、事務局を国土交通省静岡河川事務所に置く。

(意見聴取)

第5条 検討会が必要と認める時、会員以外から関連事業の確認等の意見聴取できるものとする。

(その他)

第6条 この規約に定めのない事項について、必要に応じて検討会の承認を得て定めるものとする。

附 則

この規約は、平成27年3月25日から施行する。

別表

駿河海岸整備検討会 会員

所 属		職 名	備 考
焼津市		市長	
牧之原市		市長	
吉田町		町長	
静岡県	交通基盤部河川砂防局	局長	
〃	交通基盤部港湾局	局長	
〃	交通基盤部森林局	局長	
〃	危機管理部中部危機管理局	局長	
国土交通省	中部地方整備局河川部	部長	(会長)
〃	静岡河川事務所	所長	